

八峰町公告第 4 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画を定めたので同法第19条第8項の規定により公告する。

なお、関係書類を八峰町役場ホームページに掲載し縦覧に供する。

令和7年3月26日

八峰町長 堀内 満也



令和6年度 第 4 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画を定める。

令和7年3月26日
八峰町長 堀内 満也

